

平成28年度 第1回宮城県教科用図書選定審議会議事録要旨

平成28年4月27日(水) 10:00~12:00

宮城県行政庁舎 9階 第一会議室

進行

教育長挨拶

○ 開会

○ このたびは、平成28年度宮城県教科用図書選定審議会の委員をお引き受けいただきましたことに、厚く御礼申し上げます。教科書は、児童生徒の学校における授業や、家庭における学習活動において重要な役割を果たしている主たる教材であります。全ての子どもたちにとって、新学年で新しい教科書を手にする事は、進級の喜びと学びへの期待につながるものであります。しかしながら、昨年度、検定中教科書閲覧問題が明らかになり、法に基づき適正・公正に行われるべき教科書採択制度に対する信頼を揺るがしかねない事案がありました。教科書の採択が、関係法令に基づき、適正かつ公正に各市町村等におきまして行われることが極めて大切であることは、御承知のとおりですが、平成28年3月末に出された文部科学省からの通知でも、教科書採択の公正性・透明性の確保が強く求められております。県教育委員会といたしましては、教科書採択に関する法令の改正や文部科学省からの通知等を踏まえるとともに、教科書の重要性に鑑み、教科書採択の公正確保の徹底が図られるよう一層努めてまいりますので、審議会の皆様におかれましても御理解と御協力をお願いいたします。今年度は、後ほど諮問いたしますとおり、「特別支援学校の小・中学部及び小・中学校の特別支援学級で使用する教科用図書」の採択基準等を御審議いただくこととなります。障害のある子ども一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導と必要な支援につながるような御審議をお願いいたします。また、今後、各教科用図書についてさらに綿密な調査研究を行い、採択の参考となる選定資料を作成することとなりますが、そのための専門委員については、別途委嘱してあります。今回、委員の皆様方に御審議いただく採択基準、選定資料等は、各採択地区協議会が独自の調査・研究をし教科書の採択を行う上で、拠り所の一つとなるものであり、重要な意味をもつものと考えております。県教育委員会といたしましては、当審議会の意見を踏まえ、採択基準、選定資料等の必要な資料を作成し、市町村教育委員会等に対して、指導・助言等を適切に行ってまいりたいと考えております。委員の皆様方には、限られた時間の中での御審議となりますが、ぜひ、忌憚のない御意見、御指導をいただきますようお願い申し上げます、挨拶といたします。

事務局

進行

○ 委員及び関係職員の紹介

○ 委員長及び副委員の選出

それでは、当審議会の規定では、審議会に委員長1人及び副委員長1人を置くことになっており、それぞれ委員の互選によって定めることとしている。暫時の間どなたかに仮議長になっていただき、互選を進めていただきたい。どなたにお願いしたらよろしいか。

<事務局一任の声>

事務局

仮議長

●●委員

○ ●●委員に仮議長をお願いしたい。

○ 委員長、副委員長にどなたか推薦はないか。

○ 委員長に●●委員、副委員長に●●委員を御推薦申し上げる。

<委員賛同>

仮議長

○ これで私の務めを終わらせていただく。

事務局	○ ●●委員, ●●委員には委員長席, 副委員長席に御移動願う。 <委員長挨拶>
進行	○ 委員長及び副委員長が決まったので, 当審議会において御審議いただく事項について教育長から諮問する。
教育長	○ 平成29年度使用教科用図書の採択について諮問。このことについて, 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(昭和38年法律第182号)第11条第1項及び第13条第2項の規定により, 下記の事項について貴会の意見を求める。 特別支援学校及び特別支援学級において, 平成29年度に使用する教科用図書(学校教育法(昭和22年法律第26号)附則第9条の規定に基づく教科用図書)の採択基準及び選定資料並びにその他指導助言等に関する事項。
進行	○ 審議いただく事項については, ただ今諮問したとおりである。審議に入るが, 審議会規定により, 審議の議長は委員長に務めていただく。なお, 審議に入る前に教育次長が退席する。 <教育次長退席>
審議 委員長 事務局	<u>審議事項1 「本会議の公開」について</u> ○ 審議事項1の「審議の公開」について, 事務局から説明を願いたい。 ○ 審議の公開について説明する。資料1ページに掲載のとおり, 「宮城県情報公開条例」第19条の規定により, 審議会は原則公開と定められている。ただし, 「非公開情報が含まれる審議等」や, 「会議を公開することにより会議の公正かつ円滑な運営に支障が生ずると認められる場合で, 会議構成員の3分の2以上の多数で決定したときは, 非公開の会議を開くことができる」ことになっている。このことより, 本日の第1回の審議会において, 審議会そのものを公開とするか, 非公開とするかを決定することになる。ただ今申し上げた規定を前提に考えると, 本日の第1回審議会の内容は非公開の要件がなく, 公開が適当であると考えている。また, 第2回審議会に関しては, 審議内容の中で, 具体的に各出版社ごとの教科用図書の特徴等について審議が行われることから, 採択の公正を確保するためには, その部分の審議については一部非公開が適当と考えている。まとめると, 「『第1回審議会は公開』『第2回審議会は一部公開』が適当である」と考えている。以上, 御審議いただきたい。
委員長	○ ただ今説明のあった「公開の件」についてお諮りする。提案どおりでよろしいか。 <委員賛同>
委員長	○ 賛同いただいたので, 第1回審議会は公開, 第2回審議会は一部非公開とする。審議事項1は終わらせていただく。
審議 委員長 事務局	<u>審議事項2 「諮問事項」について</u> ○ 次に審議の2「諮問事項について」事務局から説明を願いたい。 ○ 諮問事項について説明させて頂くが, その前に, 教科用図書採択制度について簡単に説明する。資料2ページの図1にあるように小学校用教科書と中学校用教科書については, 4年おきの採択となっている。一方, 特別支援学校及び特別支援学級で使用する教科用図書は, 毎年度採択することとなっている。表1にあるように, 今年度は, 小・中学校の採択年度には当たっていないので, 特別支援学校及び特別支援学級で使用する教科用図書の採択年度となる。資料3ページは, 市町村立の学校で使用する教科用図書の採択の流れを表したものである。図の上半分が県教育委員会の役割, 下半分は市町村

教育委員会の役割の図となっている。教科用図書採択とは、学校で使用する教科用図書を決定することである。市町村立の学校で使用する教科用図書の採択の権限は、その学校を設置する市町村教育委員会にあるが、教科用図書無償措置法により、採択に当たっては、市単独で採択したり、近隣の市町村を合わせて共同採択地区を設定し、地区内の市町村教育委員会が共同して採択したりすることになっている。宮城県の採択地区は、4ページにあるように、8つの地区に分かれている。5ページは、県立特別支援学校小・中学部と県立中学校の教科書の採択の流れを表したものである。県立特別支援学校並びに県立中学校における教科書の採択については県教育委員会が行うことになっている。

次に6ページ、教科用図書選定審議会の役割と設置について御説明する。教科用図書選定審議会の任務については、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」第10条に定められており、「県教育委員会は、教科用図書の研究に関し、計画・実施して、市町村教育委員会等、その採択に関する事務について適切な指導、助言又は援助を行う義務」を有することが定められている。また、設置については、同法第11条において、「県教育委員会はあらかじめ教科用図書選定審議会の意見をきかなければならない」とされており、当審議会設置根拠及び諮問機関としての役割が示されている。この法律に基づき、県教育委員会では、8ページの教科用図書選定審議会条例を定めるとともに、9ページにあるように、審議会規程を定めている。なお、昨年「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の一部を改正する法律」が公布されたので参考資料を11ページに掲載した。

次に、本年度の教科用図書採択事務日程について、御説明申し上げる。本日、第1回の審議会であるが、県教育委員会から審議会に対し、「教科用図書の採択基準及び選定資料等について」諮問し、審議していただく。次に、本日の審議内容を踏まえ、5月10日から12日までの3日間、教科用図書選定審議会専門委員による専門事項の調査により、選定資料を作成する。選定資料づくりに当たる専門委員は、教科指導あるいは専門的知識を有する教員等で構成されている。第2回の審議会では、専門委員から出された「選定資料等」を基に、更に審議していただき、最終的に、6月1日に●●委員長より、県教育委員会へ答申をしていただきたいと考えている。その後、県教育委員会として、審議会の答申を基に教科用図書の採択基準や選定資料を策定し、市町村教育委員会及び採択地区協議会へ通知するとともに、採択事務の周知徹底を図る。各採択地区協議会においては、6月中旬から7月にかけて、採択地区協議会を開き、調査研究を行い、8月中には、教科用図書の採択を決定することになる。また、発行所から出品された教科用図書を一般に公開するとともに、採択関係者による調査研究のために、6月17日から14日間、県内14か所で教科書展示会を行う。なお、県立中学校と県立特別支援学校については、別日程になっている。また、県立特別支援学校については、6月から7月にかけて特別支援学校ごとに調査研究を行い、8月の採択検討会議を経て教育委員会へ報告され、県教育委員会が採択を決定することになる。

続いて、今年度本審議会でご審議いただく内容について御説明する。はじめに、別紙の「教科書の採択に係る基本方針」を御覧いただきたい。教科書採択の重要性を鑑み、昨年度の第1回教科用図書選定審議会において策定され、県教育委員会としての教科書採択の方針を明確に示したものである。こ

事務局

の「教科書の採択に係る基本方針」は、県内の公立学校で使用する教科書の採択について基本的な方針5点を示したものである。この基本方針に基づいて、採択基準及び選定資料等を作成することとなる。では、配布した諮問書を御覧いただきたい。下記の事項1件を諮問するものである。

○ 「特別支援学校及び特別支援学級において平成29年度に使用する教科用図書の採択基準及び選定資料等」についてである。御審議いただく「県立特別支援学校の小・中学部及び、小・中学校の特別支援学級において、平成29年度に使用する学校教育法附則第9条に規定する教科用図書の採択基準(案)」について御説明申し上げる。ここでいう、学校教育法附則第9条の規定による教科用図書とは、学校教育法附則「教科用図書使用の特例」第9条で規定されている教科用図書のことである。同条に述べられている「教科用図書以外の教科用図書」とは、例えば、このような絵本や図鑑などである。これらの本は、街の書店で通常売られている本であり、一般図書と呼ばれている。なお、小・中学校の教科用図書は、通常4年に一度の採択だが、附則第9条に規定する教科用図書、いわゆる絵本や図鑑などの一般図書は、4年に一度採択するという規定から除かれており、毎年度、採択基準が審議されている。この採択基準に基づいて専門委員が専門事項についての調査に当たり、選定資料を作成する。採択基準案については、教科用図書の選定に当たり考慮すべき事項4項目、「1 記述内容に関すること」「2 組織と配列に関すること」「3 学習と指導に関すること」「4 表記と体裁等に関すること」を示している。それでは、平成29年度使用採択基準(案)についての御審議をお願いする。

委員長

●●委員

事務局

委員長

●●委員

●●委員

委員長

●●委員

●●委員

委員長

●●委員

●●委員

●●委員

委員長

○ ただいまの事務局の説明について質問はあるか。

○ 昨年度の採択基準から変更点があれば説明いただきたい。

○ 昨年度かなり詳しい審議を重ねており、昨年度同様である。

○ 項目の一つずつについて確認をしていく。まず項目1「記述内容に関すること」(1)から(5)について、御意見をいただきたい。

○ 学習指導要領に示されていることを最初に述べられ、本県の志教育についても触れられており、適切な順に示されていると考える。

○ 県教委から示されている基本方針を踏まえ、記述内容に関する採択基準が適切に示されていると思う。

○ 続いて項目2「組織と配列に関すること」について

○ (4)の児童生徒の生活や地域の実態に広く対応できるかということについて地域に関することも載せてあるので適切である。

○ 「組織と配列に関すること」ということで、これが普通の授業で使用されるということを考えれば非常に適切な内容が盛り込まれていると考える。

○ 次に項目3「学習と指導に関すること」について

○ 一番初めに児童生徒の障害の状態や発達の段階、特性に応じているかについて第一点に挙げられており、その他、指導上の大切なことがきちんと5番までで述べられているので適切である。

○ 学校現場では様々なタイプのお子さんを一緒に指導する場面がある。そういった点で実態に沿った幅の広い重層的な指導ができるという意味で、この5つの項目で適切であると考ええる。

○ 児童生徒の状態や発達の段階、特性といったところが、一つ重要なところだと思っており、重要なことが網羅されていると考える。

○ 続いて項目4「表現と体裁等に関すること」について

- 委員 ○ 学校現場でいろいろな児童生徒に活用するという意味で、(1) 多様な感覚を活用するように配慮するという点が一番に述べられている点が適切だと考える。その他、字の大きさであるとかレイアウト等それぞれに配慮されているので適切な内容である。
- 委員 ○ 子供たちが吸い寄せられるような印象ということに重点を置かれ、また言葉の扱いにも重点が置かれ記述されている点において今後も推進していただきたい。
- 委員長 ○ 項目1から4の全体について改めて見ていただき、全体について御意見をいただきたい。
- 委員 ○ 全てにおいて採択基準として適切だと思う。各項に並べられた(1)から(5)までについて軽重があるのかどうか。実際に調査研究をした時にこの順序性が大切になってくるような気がするが、そのことがどうなのか、説明いただきたい。
- 事務局 ○ 項目ごとに括弧書きで項を起こしているが、あくまでもここでいっている教科用図書については書店で販売されている一般の絵本等なので、ここに挙げている(1)から全てがクリアされなければ採択できないということではない。何か一つでも合致していれば対応可能であるとしている。また順序性についても本によってはこの順序性どおりになっている本ばかりとは限らない。従ってここに挙げた項目全てについて調査研究を行い、該当するとなれば採択候補として検討していく。根本的にはじめから特別支援学校や特別支援学級のために作成された教科用図書ではないため、その点について御理解いただきたい。
- 委員長 ○ 特別支援の幅広い子供たちの実態に応じて先生方が選べるように配慮がなされていると思いながら説明を聞いた。
- 委員 ○ 大きな4番の(5)に安全や環境への配慮という文言が出てくるが、特別支援学校や特別支援学級の児童生徒に対して、具体にはどのようなことを指すのか説明いただきたい。
- 事務局 ○ まず角が尖っていないとか安全性が大事であり、環境については使用しているインク等が安全なものであるかどうか吟味している。
- 委員 ○ 私はこれまでこの会議に数年参加している。この基準を決めたあとに専門委員会の方で非常に丁寧にすみずみまで検討し採択案を作成してもらっている。それを読むと、どういうふうにもその図書が適切なのか克明に書かれており、ありがたいと思いながら読んでいる。この基準案では「的確であるかどうか」とか「適切であるかどうか」という表現がある。これ以上の書き方はできないのだろうとも思うが、どう的確なのか、どう適切なのかという点ではあまり細かには表現されていない。専門委員の方々が大変丁寧に報告してくれるので、実際に上がってきたものを見て、あとから基準案がよく分かる。このように的確なんだな、このように適切ななんだなということが振り返って分かるという順になっているというのが正直な思いである。重ねて申し上げれば、専門委員の方々にもどのように的確でどのように適切であったのか、本一冊一冊に向けて御意見を挙げていただきたいということをまた希望したい。
- 委員長 ○ 第2回審議会に向けての予告をいただいたように思う。他に御意見はないか。
- 委員 ○ ●●委員の意見について共感するところがあった。一般図書なので、もともと教科用図書として作成された本ではない絵本等が対象なので、指導要領

等に示された内容を専門委員や採択する学校で、どこまでの確性を求めるか難しいと思って聞いていた。的確という言葉には大変な重みがある。私としては教科等の目標を反映しているか、という程度の押さえでいいのではないかと思っている。また、一点教えてほしいことがある。大きな2番の(2)に分量と区分とあるが、区分というのはどういうことを指しているのかイメージがわからないので御説明願いたい。

事務局

○ 分量については一単位時間等々との関係で決まってくる。特別支援学級、特別支援学校では子供の実態が個性的で個々人様々なので、学級の状況又は学年の状況に応じて適切な分量は決められる。区分については下の(3)の季節行事等の内容に少し関連してくるのだが、学校には学期制がある。そういった学期の区分も含め、一つの学期の塊でこのぐらいの分量であれば、一つの塊として指導する内容が含まれているのではないかと、またはその学校の学期区分の実情に応じてうまく内容を配分したり入れ替えたりして指導できる中身であるといったことで区分という表現を使わせてもらっている。

●●委員

○ 区分について私も気になっていた。私は内容ごとに分量が決まり、さらに区分が決まってくると考えていた。どこかの内容だけたくさん書かれていたり、バランスが悪くて少ないところがあったりするといった内容に関する区分であると思っていた。今の説明から、学期制など外側の枠組みのことであり、私の理解が不十分だったと感じた。再度説明をお願いしたい。

事務局

○ 内容の関係について触れずにお話してしまった。学期の塊は外的な要因であり、学期ごとに季節や行事といったものを意識してさらに内容が細かく分かれていく。例えば七夕等の指導となれば期間も定められてくる。その期間と実態に応じて内容的にも塊を作って実際の活動場面と合わせながら指導していかなくてはならない。ただいまの説明に補足させていただく。

●●委員

○ 一般図書については毎年採択されている。ここ数年、この委員となり、一般図書を見せていただいている。幅広い本の中からたくさんの子供に合ったものを選んでいるということは特徴のあることであるし、とても苦労があることだと思っている。この採択基準一つ一つについては的確に表現されていると感じている。一点教えてほしい。2番の「組織と配列に関すること」の(4)で地域の実態とあるが、これまでこういったことを捉えてきたのか教えてほしい。

事務局

○ 東北という地域について、寒暖の差が激しい地域ということ、季節の美しい四季があること、農村地域であるということ、5年前の東日本大震災については外せない内容であると考えている。また近年は防災関係に力を入れてきた。

●●委員

○ 親の立場でもこの絵本について、四つの採択基準が当てはまるのはなかなか難しいだろうと思うのだが、実際に指導する先生方が活用できるように専門委員が詳しく説明しているし、子供たちの発達や特性を基に具体的な例についても第2回審議会において説明してもらっているので、この採択基準でいいと思っている。ただ「組織と配列に関すること」の児童生徒の生活や地域の実態に広く対応できるかというところで、子供たちは最後には地域に帰っていくので地域で生活するために、必要な点を考えていただいております。子供たちに学習できるようにしていかなくてはならないと考えていただいていると、この部分について解釈している。

●●委員

○ 非常に多角的な基準が示されており、採択について一般図書についてこういった基準で採択に当たっていくということは大変的確だと思う。

- 委員 ○ 勤務先にも複数の特別支援学級が有り様々な実態の子供たちが学んでいる。指導する教員はこの一般図書について様々な観点で選定しているが、選定の基になる採択基準についてはバランスよく必要なことが網羅されていると感じているので適切である。
- 委員 ○ 9条本として指定されている図書は長きに渡って使い継がれている図書もあるし、毎年新しい本が加えられ、今の社会、今の子供たちに合ったものが加えられていることをありがたく思う。指定する本の点数は決まっていたり上限があったりするのかわ。新しい本を加える上で選定委員の視点で加えられていくのかわ、教えてほしい。
- 事務局 ○ 冊数のことだが15, 6年前は80冊から90冊の中で調査研究し、採択案としていた。年々採択冊数は増えてきている。長きに渡って使用されている図書は発行されている限り、リストに上げていきたいと思われる図書である。どうやって新しい本を採択しているかということだが、表現や記載内容が古いものは時代のニーズに合わないので入れ替えている。25, 26, 27年度では、年々採択冊数が増えている状況である。文部科学省では330冊の選択肢を挙げている。では、どのような過程で新しい本を候補に挙げるのかということ、文部科学省からの情報が一つ、我々教育委員会のスタッフと総合教育センターのスタッフからの情報、専門委員からの情報、さらには特別支援学校長からも情報をいただいている。知的障害の特別支援学校においては小学部から高等部までであるが、性教育が必要であるとのことから、大変、指導に効果的だったとの情報を受け、調査研究を重ね、採択候補に加えたことがある。また過去には審議委員会で五感に訴えるような本が必要だと御意見をいただき、感触や音など五感に直接働きかける内容のものを取り入れたこともある。多方面の関係者から情報を得て、入れ替えを行っている。
- 委員長 ○ いろいろな努力で新しい本が開拓され加えられていることが分かった。上限は特別なと思ってよいのか。
- 事務局 ○ できるだけ選択肢は多いほうが良いと考えている。しかし時代のニーズにマッチしないものは外していくこととしている。
- 委員 ○ 冊数については何年か前のこの審議会では上限は設けず児童生徒の多様なニーズに合致している本であれば、どんどん増やしていく方向でお願いしたいとの要望があり県教委もその方針に沿って進めてきた。今後もその方針で調査研究を進めていただきたいと思います。今後専門委員に審議委員会の意見で差し障りのないことについてはしっかり伝えていただき、この審議委員会の結果を反映させてよりよい調査にしていきたいと思います。昨年度確かこの会議で、●●副委員長さんから一般図書がどのように使われているのかとか何冊くらい使われているのかなども2回目の審議会でご報告いただくとありがたいと意見があったかと思うので、事務局で検討いただきたいと思います。
- 委員長 ○ 採択基準についてお認めいただいたとさせていただきます。諮問についての審議を終了する。なお、審議会規程第4条で、「専門委員は、委員長の命により、専門事項の調査に従事する。」となっている。本日の内容を十分に事務局から伝えていただくようお願いする。
- 委員長
事務局 ○ 審議事項3の「その他」で何か事務局からあるか。
○ 「第2回審議会の日程」についてお諮りいただきたい。事務局としては、先ほど申し上げた採択日程の関係で、次の会については、5月27日(金)午後1時30分から3時30分まで、この会場で開催させていただきたいと考えている。その点について、御審議いただきたい。

委員長

○ 特に、御異議がなければ、次回は5月27日（金）午後1時30分より開催としたいがよろしいか。

委員長

○ それでは、以上で審議を終わる。議事を事務局にお返しする。

事務局

○ 宮城県教育庁参事兼義務教育課長が御礼の挨拶を申し上げる。

義務教育課長

○ 本日は長時間にわたり諮問事項について丁寧に御審議をいただき誠にありがとうございました。採択基準につきましては、その趣旨はもとより本日いただきました御意見を付し、調査研究に当たる専門委員にしっかり伝えたいと思います。その上で調査研究を進めてもらい、充実した選定資料を作成して参りたいと考えております。本日、教育長の冒頭の挨拶にもありましたとおり、教科書は児童生徒の学校における授業や家庭における学習活動において、重要な役割を果たしている主たる教材であり、障害をお持ちの子ども一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導と必要な支援のために、どのような教科用図書を使わせるかということは本当に重要な意味を持っております。次回、第2回の審議会では実際に一般図書等を閲覧していただき、専門委員が調査研究し作成した選定資料について御審議していただきたいと思います。次回も、本日のように皆様のそれぞれの専門的見地から貴重な御意見を賜りますようお願い申し上げます。閉会の挨拶といたします。本日は誠にありがとうございました。